

【 介護保険法に基づく揭示事項 】

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

東条病院では、医師による『居宅療養管理指導』と『介護予防居宅療養管理指導』を行っております。以下は、別に定める運営規程を要約したものです。

【基本情報】		【秘密保持】	
事業所名	医療法人明星会 東条病院	営業日と 休日	月 火 水 木 金 土 日 ○ ○ ○ ○ ○ 休 休
事業所番号	1213910064	営業時間	9：00～12：00 13：30～16：00
所在地	〒296-0044 千葉県鴨川市広場1615番地	その他休日	祝日・年末年始（12/30～1/3）
連絡先	TEL 04-7092-1207 FAX 04-7092-2536	通常の実施地域	鴨川市 南房総市 君津市 勝浦市
サービス種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	利用料	【法定代理受領分】厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担割合分 【法定代理受領分外】厚生労働大臣が定める告示上の基準額
管理者	山内 雅史	その他費用	複写物の交付 17円/枚（税込）
【事業者の勤務体制】		【提供サービス内容】	
職種	医師	利用者の居宅サービス計画の策定等に必要な情報を提供し、利用者若しくはご家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行う。	
員数	常勤 4人 非常勤 15人	【利用料その他の費用の額】	
【緊急時における対応方法】		介護保険の適用を受ける場合、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。	
サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、必要に応じて応急処置などを講じ、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。		■基本サービス費 1単位につき10円	
【事故発生時の対応】			
事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。			
【苦情申立窓口】			
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。			
・東条病院医療相談課 担当 平馬美紀			
・公的機関 鴨川市地域包括支援センター 電話04-7093-1200			
			医療法人明星会 東条病院